





局長官から御答辯があるのではないかと存じます。

○有田政府委員 たいまの國土計畫全般的の見地より根本的な國土計畫を樹立しなければならぬ、さような御意見に對しては、私は滿腔の敬意を表したいと思ひます。そこで建設院あるいは建設省をつくります場合に、現在運輸省海運總局で掌つておる港灣行政をその方にもつていつたらどうか、かような御意見のように拜聴いたしました。實はその問題につきましては、政府としては根本的に深く掘り下げて目下研究中であります。今どうするかという事はここで答辯を差控えておきますが、ただ今日の現状として、また港灣の特質として、港灣建設保守という問題と、これが運管という問題は密接不可分の關係でありまして、港灣建設がかりに建設省ないしは建設院の方へもつていかれますと、港灣運管の上において非常な障害を來すわけでありまして、これは實は戦時中に港灣局が内務省にあつたのであります。が、非常に港灣の能力を發揮する上において遺憾の點がありました。そしてやはり總能力を増加するためには、港灣の荷役力、その他港灣自體の總能力を發揮しなければならぬという見地から、運輸省へ移管せられたような次第であります。その必要性は今日といへども依然として變らないものがあるのではないかと存じます。運管と建設の不可分の見地から申しますれば、簡単に移管はできないのじやないか、かような考えも相當深くもつておるのであります。殊に今日の現状におきまして、食糧輸入その他貿易再開に備えて、港灣の能率を非常に發揮しなければならぬという大事なときにおいて、機構の改変をやつて、ここに港灣の能力を阻害することがありますれば、これまた國家として非常な一大支障を來すのであります。従つて政府としては各方面から利害特質を考へまして、どうしたらいいか、またいつ、いかなるときにどう具現したらいいかということを中心として考へておられます。さう御了承願ひたいと思ひます。

○正木委員長 館後三君。

○館委員 置き去られた船はその所有主が必ずあつたものであると思ふ。ところがその所有主はこれを引揚げても建造費あるいは修繕費に多額を要するために、置き去られたやうな形に現在なつておると思ひます。もしこれを政府で處置して、さらに戦後の日本における海運の補給に使うといふことはわかりませんが、業者自體がある意味においてこれを復舊する力もなければ、復舊する見込みもないといふものを處置して、さらに法文を見ますと、これを引取りに渡すといふことが書いてありますが、その場合に引取りがあるかないかということ、その實際問題についてお尋ねしたいといふこと。いま一つはこれとよく似たもので遺失物法といふものがありますが、これとの關係について御説明を願ひたいと思ひます。

○有田政府委員 この法律の趣旨は、終戦後のどさくさまぎれに朝鮮あるいは臺灣方面より相當の船がはいつてきたのであります。それが所有者がわからないままにあるいは北九州方面、あるいは山陰方面その他の沿岸に置き去られておるのであります。館委員のお尋ねのよゝな、戦時中にあるいは沈没し、あるいは海難にかつた日本人がもつておつた大きな船舶などは、この法律の對象となつておらないのであります。實は私らの今日の調査の現状においては、約六十九艘といふものを調べてみたのであります。そのうちの一番大きなものが九十數トンといふやうな機帆船あるいは木船といふやうな程度のものであります。この法律の對象については今申ししたやうな次第でありまして、沈船の引揚げあるいはこれが引揚げ後の改造とか何とかがいふやうな大きな問題が起るやうな船舶を對象としておるのではないのであります。もちろん多少の修理といふやうなことも必要であります。この船舶の大部分はとにかく沿岸に遺棄されておるものを對象として、ただちに修理を加へれば使用できるという小さな船舶を對象としておるのであります。その點多少誤解があるのではないかと思ひます。

それから第二に遺失物法との關係はどうであるかということでありまして、實は遺失物法は水上のものを對象としておらない。水上に遺失されたやうなものにつきましては、水難救護法といふものがあります。その方ではけるのであります。しかし水難救護法によりまして、そゝういふものを拾得者が發見してより一年もかからなければそれが處置できない。あるいはそれが當然に拾得者に行つてしまふといふことであります。小さい船といへども船舶の利用上におきまして、水難救護法を適用することは不適當であるといふ見地から、ここにかよふな法律を設けたやうな次第であります。

○館委員 今審議しておるこの法律が

成案されない前に、すでにこゝういふやうな趣旨によつて處分された船があるだらうと思ふのであります。そゝういふやうな手續についてはどういふやうにおやりになつておられますか。

○有田政府委員 實は終戦後、この法律の對象となるやうな船舶は相當あるものであります。これはまだ法律上の措置が講じられておらない。従ひまして臨機の措置といたしまして、地方の海運局、あるいは海運局の支局、あるいは管海官廳、市町村、警察といふやうな方面におきまして、これが保管をやり、それを組合とかそゝういふものに多少の費用をさしておる。いわゆる管理保全行為をやつておる状態でありまして、これが處分と言ひますか、買却と言ひますか、さよゝなことは法律がありません關係上、まだ措置ができない。従つてこの法律を提案し、御審議を願つておるやうな次第であります。

○館委員 そゝうするとして假處分といふ形なつて保全されておるものに對しては、その法律ができたらず適用される形になりますか。

○有田政府委員 大體さよゝに考へておられますが、ちよゝど第二條の最後の條文がございまして、本來なればこの法律を發動いたしますときには、運輸大臣が相當調査をなし、それから船舶としての指定をするのであります。終戦後相當の時日を経過しておるもので、この第二條の末項にありまします。この法律施行前に、置き去られた船舶として管海官廳に届出があり、且つ管海官廳の調査によつてもなおその所有者の知れなかつた船舶については、前項の規定を適用しないといふ特例がある。ゆゑにただちに金を

所有者に拂うとか、何とかいふやうな問題を起さずに、速やかに解決ができるやうに考へておられます。

○館委員 その邊が非常に不明確であります。これをせつかく施行して、すでにそゝういふ意味においてこの法律の規定を前提としてとにかく船舶の保全に當つておられた。そこで今お話のごとく大分経過しておることであるから、さらにこの法律の趣旨とするところを適合して、これを收用するといふ場合に、さらに政令が何かこしらへなければ、法律のわくなくないに收用することが面倒になりやしないかという氣持があります。その點はさよゝいふやうになつておられますか。

○有田政府委員 すでに管海官廳等におきまして管理しておるものにつきましては、もちろんこの法律は全面的に適用いたすのであります。それは相當の時日を経過しても所有者が知れない場合がありましてゆゑに、第二條第三項の規定の適用を除外したといふ例外があるだけでありまして、もちろんこの法律が全面的には適用になるのであります。

○館委員 それではこの法律施行前にすでに管海官廳がなんかの保全を受けておるものについては、すでに處分がついておると政府では認めておるのであります。

す。  
 ○成重委員 本法令が制定されまして、指定船舶として使用できるような船舶に對しては、持主なり關係者から申出があれば、ただちにそういう手續がとられまして、この法令を制定した目的に即して、いわゆる敗戦後における日本の漁船なり船舶の不足を補つて、これを活用することができると。そういう目的のためにこの法令が定められるものと考へます。そうして持主からそういう指定船舶に對して要求があつて、活用できる船はこの法令を適用してただちに處理できると考へますが、私の見ておる範圍では、魚雷その他によつて沈没してから二箇年以上を經過しておる船が、關門海峡とか北九州方面には何百隻あります。これが該地域の漁業者に對して大なる支障を來しまして、最近ではこれらの漁業者の漁業者はほとんど失業状態になつておることは事實であります。引揚げれば活用できる船はこの法令の適用を受けて處置できるかもしれませんが、利用のできない船が現在では大部分ではないかと考へます。これらはスクラップとしての價值すらないようなかつこうで捨てられておりますが、この處置に對してどういふ取扱ひをなさるのであるか。漁業者は一日も早く掃海して處理してほしいと熱望しておるといふことを聞き及んでおります。おそろく今日では活用できる船はいくばくもないと考へるのであります。大部分は利用價值のない、あるいはこれを引揚げて今日高いところのカパイトや酸素を使つて切斷してスクラップにしたところで、引合わないといふところから、せつかく法令はつくつた

が、その法令の活用によつて處理できる船は幾々たるものにして、その大部分は處置のつかない結果になるのではないかと思ひます。これが航海上の支障となり、あるいは港灣の妨害となり、航路の妨害となり、なかならず最も支障を來しておるのは漁業方面に對する被害であると思へます。この處置に對するところのお考へをお尋ねいたします。

○有田政府委員 私の説明が悪かつたか、あるいは皆様のお聞き違ひか、ともかく今成重委員のお尋ねの點は、多少誤解があるように存じます。この法律の對象としておりますものは、ともかく現在のところでは所有者の知れないもの、すなわち先ほど説明しましたように、終戦後朝鮮とかあるいは臺灣方面から、あるいは法律を犯して申しますか、不法にはいつてきたと申しますか、その原因はともかくとしまして、朝鮮、臺灣方面からはいつてきた船、そしてその所有者の知れないもの、さういふものを主として對象としておる。今成重委員のお尋ねの點はそれと別箇に戰爭中にあるいは沈没した、要するに所有者のわかつておる船についてのお尋ねかと私に想像するものであります。所有者のわかつておる、すなわち従來日本の船主がもつておつた船につきまして、御指摘のように、あるいは港灣内に沈んでおる、あるいは漁區の中に沈んでおる、その沈没が引揚げられない、ために非常に航路その他に障害をきたしておるといふ事實があることは、私はよく承しております。その問題につきましては大ざつぱりに申しまして、日本近海に日本の船舶として、所有者の大體わかつておる

船が約七十萬トン近く沈んでおつたのであります。それを沈没の引揚げといふことに終戦後努力いたしましたので、すでにこれは八月の十五日現在であります。沈没船の引揚げたものが二十七萬トンばかりあるものであります。また沈没船を解撤いたしましたものが約四萬五千トンばかりあるのであります。それで政府の方針をいたしましては、まず沈没の處理につきましては、航路啓開、すなわち船舶の運輸上支障のあるような航路に沈んでおるものは、第一着として引揚げる。第二にいたしましては引揚げてこれが活用の途のあるもの、これを次の優先順位として引揚げるというふうな方針を進みまして、一部は豫算を計上いたしましたので、引揚業者、あるいは船の持主に對して、損害の生じない點において政府の補助によつてこれを引揚げるというふうな方針もとる。また相當活用の餘地あるものは船舶公園の利用によつて、すなわち引揚げた船舶の修繕費を原則として船舶公園が半分の費用をもつというふうな方策を講じまして、若々沈没の引揚げ、あるいはこれが解撤處理ということに進進しておる次第であります。今後ともさういふ方針を進みまして、今成重委員の言われるような漁區

きて、沈船となつておるのが多かつたと思つております。しかしさういふものは、極く微々たるものであつて、そのものみに對してこの法令は適用する法律であつて、その他の船はおおむね船籍あるいは持主のわかつておるものと考へます。これにはこの法の適用というものは關係のないものと思ひますけれども、これを早くしていただきますと、むしろさういふ朝鮮あたりから不法にはいつてきた百トン以下の船に對しては、處置のつくものがあるかも知れませんが、つかない船の方が多いんじゃないかと考へるわけでありませう。先ほどのお答えでは、さういふものは著々として處理しつつあるというふうなお答えでありますけれども、玄海から北九州方面にかけて沈没しておる船は、ほとんど今のところでは未著手のような状態で、大部分が航行あるいは漁區に支障をきたしておると私は申し上げたのであります。それでこれはお願いでありますけれども、重ねて申し上げておきますが、ぜひひとつさういふ方面の引揚げに對しては、海運局として敏捷なところの處置を講じていただきたい。この點を併せてお願いいたしますので、私の質問を終りいたします。

○正木委員長 重井君。その他航路の航行の上において、障害を來しておるといふようなものは著々として處理をいたしたい。かように考へております。

○成重委員 その點もよくわかつております。船の籍がわからないといふのは、不法に行つたか、どさくさにまぎれてとかいふ言葉で答へられておるが、主として朝鮮方面から籍のわからないような船が北九州方面にはいつて

い。とありますが、この場合には、管海官廳は、運輸大臣の指定する鑑定人に當該指定船舶を評價させしむる書いてありますが、運輸大臣の指定する鑑定人といふと、どういふ立場の人を言ふのでしうか。

○有田政府委員 第一のお尋ねの、管海官廳の意味は、主として地方海運局を考へておるのであります。それから次の第四條の「海運業者、漁業者、その他海上企業に密接な關係を有する者」に對し、命令の定めるところにより、入札の方法によつて、これを賣却しなければならぬ。その信託するに足ると認める海運業者、漁業者、その他海上企業に密接な關係を有する者」といふ意味は、主として信用のできるころの地方の一般の海運業者、漁業者、その他海運業者とか、あるいは倉庫もその中にはいると思ひますが、とにかく海上企業に密接な關係を有する者に對しまして、入札の方法によつてやりたい。これは一般に自由にしてもいいのであります。さういふしますと、船舶の利用の上から見まして、全然經驗のない者に渡りまして、利用上おもしろくないといふので、われわれとしては、地方の海運局を中心としまして、民間人その他第三者を入れました委員會のようなものをつくりまして、その委員會によりまして、適當と認める業者を指定したい。かように考へております。なお鑑定人につきましても、今のところでは、やはり船舶に關係のある人が最も鑑定人として適當と思ひます。鑑定人も數名選びまして、公正な價格を決定したい。かように考へております。

○正木委員長 質疑は別にございませ

○成重委員 本法令が制定されまして、指定船舶として使用できるような船舶に對しては、持主なり關係者から申出があれば、ただちにそういう手續がとられまして、この法令を制定した目的に即して、いわゆる敗戦後における日本の漁船なり船舶の不足を補つて、これを活用することができると。そういう目的のためにこの法令が定められるものと考へます。そうして持主からそういう指定船舶に對して要求があつて、活用できる船はこの法令を適用してただちに處理できると考へますが、私の見ておる範圍では、魚雷その他によつて沈没してから二箇年以上を經過しておる船が、關門海峡とか北九州方面には何百隻あります。これが該地域の漁業者に對して大なる支障を來しまして、最近ではこれらの漁業者の漁業者はほとんど失業状態になつておることは事實であります。引揚げれば活用できる船はこの法令の適用を受けて處置できるかもしれませんが、利用のできない船が現在では大部分ではないかと考へます。これらはスクラップとしての價值すらないようなかつこうで捨てられておりますが、この處置に對してどういふ取扱ひをなさるのであるか。漁業者は一日も早く掃海して處理してほしいと熱望しておるといふことを聞き及んでおります。おそろく今日では活用できる船はいくばくもないと考へるのであります。大部分は利用價值のない、あるいはこれを引揚げて今日高いところのカパイトや酸素を使つて切斷してスクラップにしたところで、引合わないといふところから、せつかく法令はつくつた

が、その法令の活用によつて處理できる船は幾々たるものにして、その大部分は處置のつかない結果になるのではないかと思ひます。これが航海上の支障となり、あるいは港灣の妨害となり、航路の妨害となり、なかならず最も支障を來しておるのは漁業方面に對する被害であると思へます。この處置に對するところのお考へをお尋ねいたします。

○有田政府委員 私の説明が悪かつたか、あるいは皆様のお聞き違ひか、ともかく今成重委員のお尋ねの點は、多少誤解があるように存じます。この法律の對象としておりますものは、ともかく現在のところでは所有者の知れないもの、すなわち先ほど説明しましたように、終戦後朝鮮とかあるいは臺灣方面から、あるいは法律を犯して申しますか、不法にはいつてきたと申しますか、その原因はともかくとしまして、朝鮮、臺灣方面からはいつてきた船、そしてその所有者の知れないもの、さういふものを主として對象としておる。今成重委員のお尋ねの點はそれと別箇に戰爭中にあるいは沈没した、要するに所有者のわかつておる船についてのお尋ねかと私に想像するものであります。所有者のわかつておる、すなわち従來日本の船主がもつておつた船につきまして、御指摘のように、あるいは港灣内に沈んでおる、あるいは漁區の中に沈んでおる、その沈没が引揚げられない、ために非常に航路その他に障害をきたしておるといふ事實があることは、私はよく承しております。その問題につきましては大ざつぱりに申しまして、日本近海に日本の船舶として、所有者の大體わかつておる

船が約七十萬トン近く沈んでおつたのであります。それを沈没の引揚げといふことに終戦後努力いたしましたので、すでにこれは八月の十五日現在であります。沈没船の引揚げたものが二十七萬トンばかりあるものであります。また沈没船を解撤いたしましたものが約四萬五千トンばかりあるのであります。それで政府の方針をいたしましては、まず沈没の處理につきましては、航路啓開、すなわち船舶の運輸上支障のあるような航路に沈んでおるものは、第一着として引揚げる。第二にいたしましては引揚げてこれが活用の途のあるもの、これを次の優先順位として引揚げるというふうな方針を進みまして、一部は豫算を計上いたしましたので、引揚業者、あるいは船の持主に對して、損害の生じない點において政府の補助によつてこれを引揚げるというふうな方針もとる。また相當活用の餘地あるものは船舶公園の利用によつて、すなわち引揚げた船舶の修繕費を原則として船舶公園が半分の費用をもつというふうな方策を講じまして、若々沈没の引揚げ、あるいはこれが解撤處理ということに進進しておる次第であります。今後ともさういふ方針を進みまして、今成重委員の言われるような漁區

きて、沈船となつておるのが多かつたと思つております。しかしさういふものは、極く微々たるものであつて、そのものみに對してこの法令は適用する法律であつて、その他の船はおおむね船籍あるいは持主のわかつておるものと考へます。これにはこの法の適用というものは關係のないものと思ひますけれども、これを早くしていただきますと、むしろさういふ朝鮮あたりから不法にはいつてきた百トン以下の船に對しては、處置のつくものがあるかも知れませんが、つかない船の方が多いんじゃないかと考へるわけでありませう。先ほどのお答えでは、さういふものは著々として處理しつつあるというふうなお答えでありますけれども、玄海から北九州方面にかけて沈没しておる船は、ほとんど今のところでは未著手のような状態で、大部分が航行あるいは漁區に支障をきたしておると私は申し上げたのであります。それでこれはお願いでありますけれども、重ねて申し上げておきますが、ぜひひとつさういふ方面の引揚げに對しては、海運局として敏捷なところの處置を講じていただきたい。この點を併せてお願いいたしますので、私の質問を終りいたします。

○正木委員長 質疑は別にございませ

○成重委員 本法令が制定されまして、指定船舶として使用できるような船舶に對しては、持主なり關係者から申出があれば、ただちにそういう手續がとられまして、この法令を制定した目的に即して、いわゆる敗戦後における日本の漁船なり船舶の不足を補つて、これを活用することができると。そういう目的のためにこの法令が定められるものと考へます。そうして持主からそういう指定船舶に對して要求があつて、活用できる船はこの法令を適用してただちに處理できると考へますが、私の見ておる範圍では、魚雷その他によつて沈没してから二箇年以上を經過しておる船が、關門海峡とか北九州方面には何百隻あります。これが該地域の漁業者に對して大なる支障を來しまして、最近ではこれらの漁業者の漁業者はほとんど失業状態になつておることは事實であります。引揚げれば活用できる船はこの法令の適用を受けて處置できるかもしれませんが、利用のできない船が現在では大部分ではないかと考へます。これらはスクラップとしての價值すらないようなかつこうで捨てられておりますが、この處置に對してどういふ取扱ひをなさるのであるか。漁業者は一日も早く掃海して處理してほしいと熱望しておるといふことを聞き及んでおります。おそろく今日では活用できる船はいくばくもないと考へるのであります。大部分は利用價值のない、あるいはこれを引揚げて今日高いところのカパイトや酸素を使つて切斷してスクラップにしたところで、引合わないといふところから、せつかく法令はつくつた

が、その法令の活用によつて處理できる船は幾々たるものにして、その大部分は處置のつかない結果になるのではないかと思ひます。これが航海上の支障となり、あるいは港灣の妨害となり、航路の妨害となり、なかならず最も支障を來しておるのは漁業方面に對する被害であると思へます。この處置に對するところのお考へをお尋ねいたします。

○有田政府委員 私の説明が悪かつたか、あるいは皆様のお聞き違ひか、ともかく今成重委員のお尋ねの點は、多少誤解があるように存じます。この法律の對象としておりますものは、ともかく現在のところでは所有者の知れないもの、すなわち先ほど説明しましたように、終戦後朝鮮とかあるいは臺灣方面から、あるいは法律を犯して申しますか、不法にはいつてきたと申しますか、その原因はともかくとしまして、朝鮮、臺灣方面からはいつてきた船、そしてその所有者の知れないもの、さういふものを主として對象としておる。今成重委員のお尋ねの點はそれと別箇に戰爭中にあるいは沈没した、要するに所有者のわかつておる船についてのお尋ねかと私に想像するものであります。所有者のわかつておる、すなわち従來日本の船主がもつておつた船につきまして、御指摘のように、あるいは港灣内に沈んでおる、あるいは漁區の中に沈んでおる、その沈没が引揚げられない、ために非常に航路その他に障害をきたしておるといふ事實があることは、私はよく承しております。その問題につきましては大ざつぱりに申しまして、日本近海に日本の船舶として、所有者の大體わかつておる

船が約七十萬トン近く沈んでおつたのであります。それを沈没の引揚げといふことに終戦後努力いたしましたので、すでにこれは八月の十五日現在であります。沈没船の引揚げたものが二十七萬トンばかりあるものであります。また沈没船を解撤いたしましたものが約四萬五千トンばかりあるのであります。それで政府の方針をいたしましては、まず沈没の處理につきましては、航路啓開、すなわち船舶の運輸上支障のあるような航路に沈んでおるものは、第一着として引揚げる。第二にいたしましては引揚げてこれが活用の途のあるもの、これを次の優先順位として引揚げるというふうな方針を進みまして、一部は豫算を計上いたしましたので、引揚業者、あるいは船の持主に對して、損害の生じない點において政府の補助によつてこれを引揚げるというふうな方針もとる。また相當活用の餘地あるものは船舶公園の利用によつて、すなわち引揚げた船舶の修繕費を原則として船舶公園が半分の費用をもつというふうな方策を講じまして、若々沈没の引揚げ、あるいはこれが解撤處理ということに進進しておる次第であります。今後ともさういふ方針を進みまして、今成重委員の言われるような漁區

きて、沈船となつておるのが多かつたと思つております。しかしさういふものは、極く微々たるものであつて、そのものみに對してこの法令は適用する法律であつて、その他の船はおおむね船籍あるいは持主のわかつておるものと考へます。これにはこの法の適用というものは關係のないものと思ひますけれども、これを早くしていただきますと、むしろさういふ朝鮮あたりから不法にはいつてきた百トン以下の船に對しては、處置のつくものがあるかも知れませんが、つかない船の方が多いんじゃないかと考へるわけでありませう。先ほどのお答えでは、さういふものは著々として處理しつつあるというふうなお答えでありますけれども、玄海から北九州方面にかけて沈没しておる船は、ほとんど今のところでは未著手のような状態で、大部分が航行あるいは漁區に支障をきたしておると私は申し上げたのであります。それでこれはお願いでありますけれども、重ねて申し上げておきますが、ぜひひとつさういふ方面の引揚げに對しては、海運局として敏捷なところの處置を講じていただきたい。この點を併せてお願いいたしますので、私の質問を終りいたします。

○正木委員長 質疑は別にございませ

んか。——ではこれをもつて、日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案に對する質疑は終了いたしました。

これより討論にはいりません。高瀬委員

○高瀬委員 私は日本社會黨を代表しまして、日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案に賛成するものであります。六月二十三日の總司令部のメモランダム第三項に、日本政府は右船舶の保管に任じ海運並びに漁業方面に有効に使用することとあります。この趣旨に従つて、この法案が海運並びに漁業方面に有効適切に役立たんことを希望いたします。

○正木委員 山崎君

○山崎(海)委員 私は日本民主黨を代表いたしました。本案に賛成するものであります。ただいままで、まことに眠つておりましたところの有力な機關を利用いたしました。日本の生産擴充のために利用するというのであります。この措置であると考えます。従つて、私は本案が速やかに法律となりまして、こうしたものが日本の産業方面に十分に働くように希望いたしました。本案に賛成するものでございます。

○正木委員 前田君

○前田(都)委員 私は日本自由黨を代表いたしました。本案に賛成するものであります。この法案はもつと早くできていなければならぬと私は考へておりました。現に私の地方においてもこの問題に悩まされておられるものもあつたのであります。さいわいにして、わが國の海運及び漁業方面の現状を考へられまして、一日も早く船腹不足の悩みを

解消したいという趣旨から本案を提出されたことは、まことに結構なことと考へます。かような意味において私は本案に賛成いたします。

○正木委員 討論は終局いたしました。これより採決にはいりません。原案に賛成の諸君の御起立を願います。

(議員起立)

○正木委員 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、衆議院規則第八十六條により、議決の理由を付した報告書を作成し、委員長より議長に提出することになつておりました。今までの法案は委員長の方にて作成し、議長に提出いたしておりました。今回も委員長にて作成いたしましたこと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○正木委員 ではそのよう取計らいます。

○正木委員 此れより、去る十一月一日に當委員會に付託された鐵道營業法の一部を改正する法律案並びに八月二十三日當委員會に付託された道路運送法案を一括議題といたします。當局より提案理由の説明を聴取いたします。田中政務次官。

鐵道營業法の一部を改正する法律案

鐵道營業法の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。

緊急已ムヲ得サルトキハ政令ヲ以テ前項ニ規定スル公告期間ヲ一月未満ニ短縮スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ七日ヲ下ルコトヲ得ス

附則

この法律は、公布の日から、これを

施行する。  
昭和二十二年政令第百十三號は、これを廢止する。

道路運送法案

道路運送法目次

第一章 總則

第二章 監理

第三章 自動車運送事業

第四章 輕車輛運送事業

第五章 自動車道及び自動車道事業

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業

第七章 家用自動車の使用

第八章 車輛

第九章 罰則

附則

道路運送法

第一章 總則

(一) 法律の目的  
第一條 この法律は、道路運送に關する秩序の確立及び事業の健全な發達並びに車輛の整備及び使用の適正化を圖り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で、道路運送事業とは、自動車運送事業及び輕車輛運送事業をいひ、自動車運送事業とは、他人の需用に應じ自動車を使用して旅客又は物品を運送する事業をいひ、輕車輛運送事業とは、他人の需用に應じ輕車輛を使用して旅客又は物品を運送する事業をいひ、若しくは使用する者、自動車運送事業者又はこ

れらの者の組織する團體に、事業又は車輛の所有若しくは使用に關し、届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させることができる。

當該行政廳は、必要があると認めるときは、當該官吏に事業場その他の場所に臨檢し、事業若しくは車輛の所有若しくは使用の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問をさせることができる。

前項の場合には、當該官吏は、その身分を示す證明書を携帯しなければならない。

(車輛検査官)

第七條 當該行政廳は、所部の官吏員の中から車輛検査官を命じ、第八章の規定による職權の行政を補助させることができる。

車輛検査官は、必要があると認めるときは、車輛その他車輛の所在すると認める場所に臨檢し、車輛を検査し、又は質問をすることができる。

前項の場合には、車輛検査官は、その身分を示す證明書を携帯しなければならない。

(道路運送委員會)

第八條 この法律の適正な運用を圖るため、道路運送委員會を置く。

道路運送委員會は、中央道路運送委員會及び地方道路運送委員會とする。

行政官廳は、左の事項で重要なものは、道路運送委員會の意見を徴してこれをしなければならぬ。

一 この法律を改正する法律案及

この法律に基く政令案の立案並びにこの法律に基く命令の制定及び改正

二 自動車運送事業の免許に關する基準の設定及び變更

三 自動車運送事業の免許

四 自動車運送事業の停止及び免許の取消

五 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に對する承諾

道路運送委員会は、道路運送の改善に關し、關係行政廳に建議をすることが出来る。

道路運送委員会は、その職務を行ふため必要があるときは、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團體その他の關係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めることが出来る。

道路運送委員会は、その職務を行ふため必要があるときは、公務所、道路運送事業者若しくはその組織する團體又は學識経験のある者に必要な調査を囑託することが出来る。

道路運送委員会は、第三項の規定による職務を行ふには、事件關係人又は參考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徴しななければならない。

この法律に規定するものの外、道路運送委員会の組織及び運用、委員の資格及び任期その他道路運送委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(附則) 第九條 この法律又はこの法律に基いて發する命令に規定する事項につき行政廳のした處分に不服のある者は、訴願をすることが出来る。

第三章 自動車運送事業 (自動車運送事業の種類)

第十條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般自動車運送事業 (特定自動車運送事業以外の自動車運送事業)

(一) 一般乗合旅客自動車運送事業 (二) 一般貸切旅客自動車運送事業 (三) 一般積合貨物自動車運送事業 (四) 一般貸切貨物自動車運送事業

二 特定自動車運送事業 (特定の者の需用に應じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事業)

(一) 特定乗合旅客自動車運送事業 (二) 特定貸切旅客自動車運送事業 (三) 特定積合貨物自動車運送事業 (四) 特定貸切貨物自動車運送事業

(附則) 第十一條 自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計畫を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

前項の免許は、前條に掲げる種類ごとに、これを受けなければならない。

(免許基準) 第十二條 主務大臣は、自動車運送事業の免許に關し妥當な基準を定め、これを公示しなければならない。

一 事業を經營しようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者でその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。

二 事業を經營しようとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を経過しないものであるとき。

三 事業を經營しようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

四 事業を經營しようとする者が法人である場合において、その法人の役員に前三號の一に掲げる事由のあるとき。

五 事業を經營しようとする者の資力信用が不十分なため事業の確實な經營が著しく困難であると認められるとき。

六 當該事業の經營に因り公共の福祉に反する結果を生ずるような競争がひきおこされる虞のあるとき。

(物品の附隨運送) 第十三條 旅客自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附隨して物品を運送することが出来る。

(運賃及び料金) 第十四條 自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運送約款) 第十五條 貨物自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、運送約款を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 事業を經營しようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者でその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。

二 事業を經營しようとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を経過しないものであるとき。

三 事業を經營しようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

四 事業を經營しようとする者が法人である場合において、その法人の役員に前三號の一に掲げる事由のあるとき。

五 事業を經營しようとする者の資力信用が不十分なため事業の確實な經營が著しく困難であると認められるとき。

六 當該事業の經營に因り公共の福祉に反する結果を生ずるような競争がひきおこされる虞のあるとき。

(物品の附隨運送) 第十三條 旅客自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附隨して物品を運送することが出来る。

(運賃及び料金) 第十四條 自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運送約款) 第十五條 貨物自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、運送約款を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

を受けなければならない。運送約款においては、少くとも運賃、料金その他の運送條件及び運送に關する事業者の責任に關する事項を定めなければならない。

(運送條件及び運送約款の公示) 第十六條 運賃、料金その他の運送條件及び運送約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

第十七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならない。

專用自動車道を開設して自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り、第一項の期間内に運輸を開始することができないとき、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することが出来る。

(公共の福祉に反する行為の禁止) 第十八條 自動車運送事業者は、事業計畫に定める自動車の運行を怠り、不當な運送條件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。

自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な發達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

主務大臣は、前二項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に對し、當該行為の取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置を命ずることが出来る。

(運送引受義務) 第十九條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一 當該運送に關し旅客又は荷役人から特別な負擔を求められたとき。

二 當該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

三 天災その他やむを得ない事由に因る運送上の支障のあるとき。

四 前各號に掲げる場合を除いて、命令の定める正當な事由のあるとき。

(物品運送の順序) 第二十條 物品の運送は、その申込の順序により、これをしなければならない。但し、正當な事由があるときは、この限りでない。

(事業計畫等の變更) 第二十一條 自動車運送事業者は、事業計畫、運送約款又は專用自動車道の工事方法を變更しようとするときは、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運輸及び會計) 第二十二條 自動車運送事業における自動車の使用、運輸施設の整備その他運輸に關し必要な事項及び經理の合理化、帳簿書類の整理保存その他會計に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

を受けなければならない。運送約款においては、少くとも運賃、料金その他の運送條件及び運送に關する事業者の責任に關する事項を定めなければならない。

(運送條件及び運送約款の公示) 第十六條 運賃、料金その他の運送條件及び運送約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

第十七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならない。

專用自動車道を開設して自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り、第一項の期間内に運輸を開始することができないとき、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することが出来る。

(公共の福祉に反する行為の禁止) 第十八條 自動車運送事業者は、事業計畫に定める自動車の運行を怠り、不當な運送條件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。

(運輸に関する協定)

第二十三條 自動車運送事業者は、他の運送事業者若しくは通運事業者と連絡運輸若しくは共同経営に關する契約その他運輸に關する協定をし、又はこれを變更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。

(事業改善の命令)

第二十四條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に對し、左に掲げる事項を命ずることができ

一 事業計畫、運賃、料金その他の運送條件、運送約款又は専用自動車道の工事方法を變更すること。

二 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸、共同經營又は運輸に關する協定をすること。

三 旅客又は物品の運送に關する損害につき保険に付すること。

四 前各號に掲げるものを除いて、事業改善をすること。

前項第二號の場合において、その實施方法又は事業者が取得し、若しくは負擔すべき金額につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の事業者に對し、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第二十五條 第二十三條の認可を受けて行う正當な行爲及び前條第一項(他の運送事業者又は通運事業者との連絡運輸、共同經營及び運輸に關する協定に關する部分に限る。)の規定による命令によつて行う正當な行爲には、昭和二十二年法律第五十四號の規定を適用しない。

(運送に關する命令)

第二十六條 主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に對し、運送すべき旅客若しくは物品及び運送條件を定めてその運送を命じ、又は旅客若しくは物品を定めてその運送を制限し、若しくは禁止をすることができ

主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に對し、旅客又は物品の運送の順序を定め、これによるべきことを命ずることができ

(名義の利用、事業及び車輛の貸借並びに事業の管理の受委託)

第二十七條 自動車運送事業者の名義は、自動車運送事業を經營するため、他人がこれを利用して、又は他人にこれを利用してはならない。自動車運送事業は、これを賃借してはならない。自動車運送事業の管理の委託及び受託並びに自動車運送事業用自動車の貸渡については、主務大臣の許可を受けなければならない。

前項の管理の委託及び受託に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業の譲渡等)

第二十八條 自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する會社の合併又は解散に關する株主總會若しくは社員總會の決議若しくは總社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する會社の合併があつたときは、合併後存続する會社又は合併に因り設立された會社は、免許に基く權利義務を承継する。

自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基く權利義務を承継する。

自動車運送事業者は、主務大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廢止してはならない。

(地方公共團體の区域内における乗合旅客自動車運送事業)

第二十九條 主務大臣は、事業區域が東京都の區の存する區域内又は政令の定める市の區域内に限られる乗合旅客自動車運送事業につき第十一條、第十四條、第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項又は前條第一項、第二項若しくは第五項の規定による處分をするには、都知事又は當該市長の意見を徴しなければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第三十條 自動車運送事業者が左の

各號の一に該當するときは、主務大臣は、自動車運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令若しくは處分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二 許可又は認可を受けた事項を故なく實施しないとき。

三 前二號の場合を除いて、公共の福祉に反する行爲をしたとき。

四 事業經營の不確實又は資産狀態の著しい不良その他の事由に因り事業を繼續するのに適しないとき。

(免許の失効)

第三十一條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

一 第十七條第一項の期間内に運輸を開始しないとき。

二 第十七條第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。

三 第十七條第二項の規定による申請に對し不認可の處分を受けたとき。

四 事業の廢止の許可を受けたとき。

(特定自動車運送事業)

第三十二條 特定自動車運送事業には、第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十條、第二十一條(事業計畫に關する部分を除く)、第二十八條第五項及び前條の規定を適用しない。

特定自動車運送事業者は、その

事業を休止し、又は廢止したときは、遅滞なくこれを主務大臣に届け出なければならない。この場合においては、免許は、事業の廢止の届出があつた時にその効力を失う。

第四章 輕車輛運送事業

(事業に關する届出)

第三十三條 輕車輛運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計畫を具えて行政廳に届け出なければならない。事業計畫を變更しようとするときも同様とする。

第三十四條 輕車輛運送事業者は、左の場合には、命令の定めるところにより、遅滞なくこれを行政廳に届けなければならない。

一 他の運送事業者と連絡運輸若しくは共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をし、又はこれを變更したとき。

二 事業を譲り受けたとき。

三 會社の合併又は解散があつたとき。

四 相續に因る事業の承継があつたとき。

五 事業を休止し、又は廢止したとき。

(事業停止の命令)

第三十五條 輕車輛運送事業者が公共の福祉に反する行爲をしたときは、行政廳は、命令の定めるところにより、その事業の停止を命ずることができる。

(準用規定)

第三十六條 輕車輛運送事業には、第十八條及び第二十四條乃至第二十六條の規定を準用する。この場

合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政廳」と読み替へるものとする。

第五章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十七條 自動車道事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計畫を定め、主務大臣の免許を受けなければならぬ。

(一般自動車道の使用料)

第三十八條 一般自動車道の使用料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(一般自動車道の工事)

第三十九條 自動車道事業の免許を受けた者は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り前項の期間内に認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することができる。

第四十條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手し、これを完成しなければならぬ。

前項の期間の伸長には、前條第二項の規定を準用する。

(自動車道の工事のために土地の立入及び使用)

第四十一條 自動車道に關する工事のため必要があるときは、自動車

道事業者又は自動車運送事業者は、行政廳の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除いて、豫め土地の占有者にその通知をしなければならない。

第一項の規定による立入又は使用に因つて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく事業者においてこれを補償しなければならない。

前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用に因り通常生ずべき損害とする。

第三項の規定による補償については協議が調わないときは、行政廳は、申請に因りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る補償金額に不服のある者は、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

前項の訴においては、事業者又は補償を受けるべき者を被告とする。

(自動車道の供用開始)

第四十二條 自動車道は、主務大臣の認可を受けなければ、その供用を開始してはならない。

(一般自動車道の供用義務)

第四十三條 自動車道事業者は、命

令の定める正當な事由のある場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

(事業計畫及び工事方法の変更)

第四十四條 自動車道事業者は、事業計畫又は一般自動車道の工事方法を變更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(自動車道の構造、設備及び管理)

第四十五條 自動車道の構造、設備及び管理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業改善の命令)

第四十六條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車道事業者に對し、左に掲げる事項を命ずることができぬ。

一 事業計畫又は一般自動車道の使用料金若しくは工事方法を變更すること。

二 一般自動車道又はその附屬物件の改善をすること。

(免許の失効)

第四十七條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その效力を失ふ。

一 第三十九條第一項の期間内に前項の認可を申請しないとき。

二 第三十九條第一項の規定による申請に對し不認可の處分を受けたとき。

三 事業の廢止の許可を受けたとき。

(準用規定)

第四十八條 自動車道事業には、第十六條(運送條件に關する部分に限る。)(第二十二條(會計に關する

部分に限る。)(第二十七條、第二十八條及び第三十條の規定を準用する。

(自動車道に接続する道路等の建設)

第四十九條 政府又は政府の許可を受けた者が、自動車道に接続し若しくは接近し、又はこれを横斷して道路法による道路、自動車道、橋、川、運河、鐵道、軌道、索道等を建設しようとするときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、これを拒むことができない。

主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者に對し、設備の供用又は變更を命ずることができぬ。

前二項の場合において、その實施方法及び費用の負擔につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受けた損害の補償についても同様とする。

第一項及び第二項の場合には、第四十條第三項及び第四十條の規定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業

(事業の經營)

第五十條 國において自動車運送事業又は自動車道事業を經營しようとするときは、當該官廳は、主務大臣に協議をしなければならぬ。

國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第六條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條(會計に關する部分に限る。)(第二十三條乃至第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條第二項、第三十七條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條(第十六條の規定の準用に關する部分を除く。))の規定を適用しない。

(補償)

第五十一條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を繼續することができなくなつたとき、又は著しく收益を減少するようになったときは、政府は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。殘存路線のみにつき事業を繼續することができなくなつたときも同様とする。

第七章 自家自動車の使用

(有償運送の禁止及び貨物の制限)

第五十二條 自動車運送事業用自動車以外の自動車(以下自家用自動車という。)は、對價を得てこれを運送の用に供してはならない。

自家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、對價を得てこれを貸し渡してはならない。

(使用の制限及び禁止の處分)

第五十三條 主務大臣は、自家用自動車(命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く。)の使用が

この法律の目的に照らし適正でないとき、又は禁止することができ  
る。

### 第八章 車輛

#### (車輛の検査)

第五十四條 自動車及び旅客の運送の用に供する輕車輛(以下旅客輕車輛といふ)は、命令の定めるところにより、使用に適する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政廳の検査を受けなければならない。

行政廳は、前項の検査の結果車輛が使用に適すると認めるときは、命令の定めるところを除いて、車輛検査證を交付し、且つ、車輛番號を指定しなければならない。

第一項に規定する車輛は、命令の定めるところにより、車輛検査證を備え付け、且つ、指定された車輛番號を表示したものでなければ、これを使用してはならない。

車輛検査證及び車輛番號の指定の有効期間は、命令でこれを定める。

#### (車輛の整備)

第五十五條 自動車及び旅客輕車輛については、命令の定める整備をしなければならない。

行政廳は、前項に規定する車輛が使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命ずることができ、

行政廳は、前項の規定による命令に従わない者に當該車輛の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車

輛検査證の提出若しくは返還を命じ、又は車輛番號の指定を取り消すことができる。

#### (自動車の登録)

第五十六條 自動車を所有する者は、當該自動車につき行政官廳の登録を受けなければならない。

行政官廳は、前項の登録を申請した者が當該自動車の真正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後その者に自動車登録證を交付しなければならない。

自動車を運轉するには、當該自動車の自動車登録證を携帯しなければならない。

#### 第九章 罰則

第五十七條 第十二條又は第三十七條の規定に違反して事業を經營した者は、これを二萬圓以下の罰金に處する。

第二十七條第一項又は第二項(第四十八條において準用する場合を含む)の規定に違反した者も同様とする。

第五十八條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

一 第二十八條第一項(第四十八條において準用する場合を含む)の認可を受けずに事業を講じ、又は譲り受けた者

二 第三十條(第四十八條において準用する場合を含む)の規定による停止の處分に違反した者

一 項の規定に違反した者

第五十九條 左の各號の一に該當する者は、これを三千圓以下の罰金、拘留又は科料に處する。

一 第五條の規定により附した條件又はその條件に基いてした處分に違反した者

二 第六條第一項の規定に依る届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者

三 第六條第二項又は第七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十四條、第十五條第一項、第十九條乃至第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項(第四十八條において準用する場合を含む)、第二十八條第五項(第四十八條において準用する場合を含む)、第三十三條、第三十八條、第四十三條、第四十四條又は第五十二條の規定に違反した者

五 第十八條第三項(第三十六條において準用する場合を含む)、第二十四條第一項(第三十六條において準用する場合を含む)、第二十六條(第三十六條において準用する場合を含む)、第三十五條、第四十六條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による處分に違反した者

六 第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて發す

る命令に違反した者

第七 第五十六條第三項の規定に違反した者

第六十條 左の各號の一に該當する者は、これを三箇月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處する。

一 第五十四條第三項の規定に違反した者

二 第五十五條第三項の規定による處分に違反した者

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車輛に關し、第五十七條乃至前條(第五十九條第七號を除く)の違反行為をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十二條 自動車道若しくはその標識を損壞し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に處する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第六十三條 人の現在する乗合旅客自動車運送事業用自動車を轉覆させ、又は破壊した者は、これを十年以下の懲役に處する。

第一項の未遂罪は、これを罰する。

第六十四條 第六十二條の罪を犯し、因つて自動車を轉覆させ、又は破壊した者も前條の例による。

第六十五條 過失に因り第六十二條第一項又は第六十三條第一項の罪を犯した者は、これを三百圓以下の罰金に處する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

第六十六條 左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の罰金に處する。

一 乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者

二 乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第六十七條 道路運送事業者及び自動車道事業者は、左の各號の一に該當するときは、これを三千圓以下の過料に處する。

一 第十六條(第四十八條において準用する場合を含む)の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき

二 第二十二條(第四十八條において準用する場合を含む)又は第四十五條の規定に基いて發する命令により許可を受くべき事項をこれを受けなかったとき

は報告をしたとき。

四 第三十二條第二項又は第三十三條の規定に違反したとき。

附則

第一條 この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。

第二條 自動車交通事業法は、これを廢止する。

第三條 舊法、舊法に基づいて發する命令又は昭和八年内務省令第二十三號自動車取締令によりした處分、手續その他の行為は、この法律中にこれに相當する規定がある場合には、命令の定めるところにより、この法律によりこれをしたものとみなす。

第三十三條の規定施行の際現に輕車輛運送事業を經營する者は、同條の規定施行後三箇月以内に、同條の規定による届出をすれば足りる。

第四條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合會は、解散する。

第五條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合會の清算及び課税、附則第二條の規定施行の際現に存する自動車交通事業財團並びに同條の規定施行前にした行為に對する罰則の適用については、舊法は、同條の規定施行後でも、なおその效力を有する。

第六條 陸上交通事業調整法の一部を次のように改正する。

第一條中旅客自動車運送事業を「路線ヲ定ムル一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第九條中「自動車交通事業法」を

「道路運送法」に改める。

第七條 國有鐵道事業特別會計法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第三號中「旅客自動車運送事業又は事業區間を定める貨物」を削る。

第八條 商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「貿易組合聯合會、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會」を「貿易組合聯合會」に改める。

第三條第一項中「自動車運送事業組合聯合會」を削り、同條第三項及び第四項中「貿易組合聯合會」を「貿易組合聯合會」に改め、又「貿易組合聯合會」に改める。

第七條第一項中「貿易組合聯合會、自動車運送事業組合」を「貿易組合聯合會」に改め、又「貿易組合聯合會」に改める。

第二十七條第一項但書中「貿易組合及自動車運送事業組合」を「貿易組合」に改める。

第二十八條第一項第六號及び第二十九條第一項第三號中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會」を削る。

第九條 登録税法第十九條第七號中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、」及び「自動車交通事業法」を削る。

清算中の自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合會の課税については、なお従前の例による。

○田中(海)政府委員 本日は大臣がや

むなき事項で出張しておりますので、代りまして今議題に供せられております鐵道營業法の一部を改正する法律案の提案理由並びに道路運送法の提案理由を御説明申し上げたいと存じます。

まず最初に鐵道營業法の一部を改正する法律案を今回の國會に提出します理由について申し上げます。七月の鐵道運賃の改正は、新物價體系の一環として石炭、鋼材、米、肥料等の重要物資と同時に決定實施する必要があるもので、従つて鐵道營業法第三條の規定により公告する暇がなかつたので、昭和二十年勅令第五百四十二號、ポツダム宣言受諾に伴い發する命令に關する件に基き政令を制定して、この法律の適用を排除する措置をとつたのであります。しかしながらこの措置は、やむを得ず實施した非常措置でありまして、あらためてこれを法律案として國會に提出し、その審議にかけんとするものであります。

第二に公告期間を短縮します理由は、平常の經濟状態におきましては、社會的に影響の大きい鐵道運賃等は、一般に十分にこれを知らせさせて、不測の損害をこうむることのないよう相當期間公告することと適當であり、また、わが國の現狀は經濟情勢の變轉がきわめて激しいので、一箇月の公告期間は、かえつて實情に副わない場合があり、かつ、殊に物價體系等との關係において運賃を改正する場合は、さらに今回のとき非常措置をとる必要がある場合が豫想せられますこと等のため、これを短縮し得る途を開いて置くのを適當と考へます。また國有鐵道については、今後運賃改正の際には、國會の議決を経ることとなります。

め、その審議の過程におきまして國民は大綱を知ることができまして、公告期間を短縮しても、實害がないと考へられます。

以上述べました理由によりまして、公告期間はその時の實情に應じ、最低限度七日まで短縮することができよう改正しようとするものであります。なお、この法律の改正によりまして非常措置としてとりました政令第五百十三號は廢止するのであります。以上をもつて鐵道營業法の一部を改正する理由を述べた次第であります。

次に道路運送法案の提案理由について御説明申し上げます。自動車及び輕車輛が陸上運送部面におきまして、きわめて重大な役割を演じつつあり、その運賃の良否は、ただちに全經濟體制の運賃に、また公共の福祉に影響を及ぼしますことは、すでに御承知の通りであります。政府におきましては、自動車運送事業の重要性に鑑み、昭和六年自動車交通事業法を制定して、自動車運送事業を免許事業とするほか、必要な監督の規定を設け、爾來事業の健全な發達をはかつて参つたのであります。本法は事業法規として自動車運送事業の免許對象としており、すでに陸上運送において重大な役割を擔當する輕車輛に對する規定を缺くのみならず、目下の運送の秩序の確立を期する上から見て必要な規定もなく、最近の經濟産業の要請から見ますと、現在の法制はまことに不十分であり、公共の福祉を確保する上からも不備な點が認められるのであります。同時に現行自動車交通事業法は戰爭中の改正を受け、統制組合としての自動車運送事業組合を規定する等、戦時法規としての

色彩をも殘存しておりますので、これはただちに改正しなければなりません。ことに、その他の點におきましても新事態に即應して、事業運賃及びそれに對する監督行政を民主化する必要が認められるのであります。本法案は前に申し上げましたように道路運送の重要性に鑑みまして、單に現行法制の不備を是正補充するのみならず、さらに現下の經濟産業の要請を加え、さらにまた自動車及び道路運送の洋々たる前途に光明を認めつつ企畫され、ここに本國會に提出された次第であります。

以下簡単に本法案の骨子を申し上げます。

第一に申し上げたいことは本法案の對象についてであります。すなわち本法案は道路運送に關する總合法規として次の四つの事項を對象としておるのであります。第一は、バス事業、トラック事業のやうな自動車運送事業と、從來荷牛馬車業とか或は乗合馬車とか言われていたいわゆる輕車輛運送事業とを新たに總括したところの道路運送事業。第二は、十國時に見るやうないわゆる自動車道事業、すなわち專用道路事業であります。第三は、家用自動車。第四は、道路運送の基礎をなす車輛の構造、検査及び整備であります。

第二に申し上げたいことは事業の監督に對してであります。すなわち本法案におきまして、自動車運送事業及び自動車事業はその公共性が特に大きいと認められますので、主務大臣は免許、認可等のいわゆる行政監督の措置をとることとしたのであります。しがし輕車輛運送事業については、その經營の實情に即するやうな免許制によらず

届出制とし、かつできるだけ地方で處理できるようにいたした次第であります。なお旅客交通の面において特に考慮しなければならぬ公共團體、市等でありますが、その地域内の運輸については、その公共團體の意見を十分参酌して行政を行う規定をも設けた次第であります。

第三に申し上げたいことは、行政の民主化についてであります。すなわち道路運送行政の適宜な運用をはかるため、中央及び地方に道路運送委員会を置きまして、重要行政事項に關しその意見を徴する方途を講じますとともに、免許の基準を設けて免許の適正を期した次第であります。

第四に申し上げたいことは、事業經營の公正合理化についてであります。すなわち自動車運送事業における物品運送契約の公正簡易化をはかるため、運送契約の制度を設けて契約を定型化するともに、運送義務及び運送委託を明確にし、その他公共の福祉に反する行為の取締り體制の確立等、事業經營の民主化のため、必要な規定を設けた次第であります。

第五に申し上げたいことは、自家用自動車に關する規定を設けた點であります。すなわち運送秩序の確立を期するため、自家用自動車は對價を得て運送の用に供したり、または貸し渡したりすることはできないこととし、その他公共の福祉を確保するため必要があるときは、運輸大臣は所要の措置をとり得ることとした次第であります。

第六に申し上げたいことは、車輛の構造、検査及び整備について規定を設けた點であります。すなわち車輛は道

路運送の基礎をなし、これが整備如何は輸送力に直接大きな影響がありますので、車輛の機能及び保安の適正化をはかり、輸送力の高揚に資することとした次第であります。

第七に申し上げたいことは自動車運送事業組合と整理についてであります。すなわち従來の統制方式の自動車運送事業組合を解散し、自主的團體の設立に委ねることにいたしましたのであります。なお自動車交通事業財團の制度も従來あまり利用されませんでした関係上、この際これを廢止したいと存する次第であります。

道路運送の健全な發達をはかつて、公共の福祉を確保するためには、是非ともこの法律の實施を必要とするものと信じますから、何とぞ十分に御審議の上、御協賛くださるようお願いする次第であります。

○正木委員長 本日はこの程度にいたしましたので、次會は三十日午前十時より開會いたします。これにて散會いたします。

午後零時二十一分散會

(參照)

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は終戦後わが國沿岸に置き去られた船舶で、現在なお所有者の知れないものに關する法律關係を速かに確定し、以てそれら船舶の保全を圖り、進んではこれが積極的活用を圖らうとするものであり、その手續を定めたものである。

二、議案の可決理由

わが國は戰爭に因る壊滅的な打撃と、造船費の昂騰による新造の困難のため、はなはだしい船腹不足に悩んでいる實情であるから、終戦後わが國沿岸に置き去りになつてゐる船舶に關する法律關係を速かに確定して、その價值保全を圖ると共に進んでこれが海上輸送又は漁業方面に積極的活用を期することは、必要且つ適切なことであると認めて、本法案を可決すべきものと議決した。

三、費用

本法施行のために要する經費は約二十五萬五千圓である。右報告する。

昭和二十二年八月二十八日

運輸及び交、正木 清  
通委員長  
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十二年十月十八日印刷

昭和二十二年十月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局